

令和8年度泉大津市こども特派員募集要項

1 泉大津市こども特派員の目的

泉大津市のこどもに対し、健全な育成に繋がる地域間交流活動を通じた原体験機会の創出を図るとともに、子どもが自ら市の魅力を発信し、他地域との交流から学ぶことによる市民としてのシビックプライド醸成を図ることを目的とする。

2 活動内容

(1) 市が連携する地域に赴き、体験・取材し、撮影した写真及び動画並びに作成した記事等（以下「記事等」という。）を市に提出する。

(2) 口コミやSNS等で、本市の魅力を発信する。

※SNSで情報発信する場合は「#泉大津市」「#泉大津市こども特派員」のハッシュタグをつけること。

3 参加資格

(1) 泉大津市に在住または在学する小学生及び中学生であること。

(2) 泉大津市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある市民であること。

(3) プログラム体験中に職員が撮影または市に提供した写真等について、市ホームページやSNS、広報紙、その他市が作成する媒体への掲載に同意いただけること。

(4) 活動に係る注意事項および禁止事項を遵守できること。

4 活動に係る注意事項

(1) プログラム体験中に職員が撮影または参加者にご提出いただいた写真/動画/記事について、本市及び関係団体のHP/SNS、その他広報媒体で使用する場合があります。

(2) 市へ提供する写真は自身が撮影したものに限り。

(3) 人物が被写体として写っている場合には、必ず被写体の承諾を得ること。（市は肖像権侵害等の一切の責任を負わない。）

(4) 投稿にあたり、第三者間との間にトラブルが生じた場合においても、市は一切の責任を負わない。

(5) 参加には保護者の承諾を得ること。

5 禁止事項

以下に該当する行為を禁止する。

(1) 法律、法令等に違反するおそれがある行為

(2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為

(3) 政治、宗教活動を目的とする行為

(4) 本市又は第三者の特許権、意匠権、著作権などを侵害する行為

(5) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為

(6) 公序良俗に反する行為

(7) 虚偽若しくは事実と異なるもの又は単なる風評や風評を助長させる行為

(8) 本人の承諾なく個人情報を持定、開示、漏洩する等プライバシーを害する行為

- (9) 有害なプログラム等に誘導する行為
- (10) 広告、宣伝、勧誘、営業活動及び自己の利益のために特派員の立場を濫用する行為
- (11) 市職員と誤認されるおそれのある行為
- (12) 活動先等に対して迷惑となる行為
- (13) 活動上知ることができた秘密を漏らす行為
- (14) その他市長が適当でないと認めた行為

6 応募方法

応募フォームに必要事項を入力の上、応募すること。

7 その他

- (1) 撮影・情報発信に際しては、個人のスマートフォンやタブレットを使用すること。
- (2) 活動に対する報酬等は発生しない。
- (3) 投稿内容が不適切である方や、参加資格を満たさないと判断された方は、市民特派員を解嘱する場合があります。
- (4) そのほか、投稿内容が不適切と判断される恐れがある場合は、成長戦略課より連絡し、対応をお願いする場合があります。

8 問合せ先

郵 送：〒595-8686 大阪府泉大津市東雲町 9-12 市長公室成長戦略課宛て

メール：senryaku@city.izumiotsu.osaka.jp

窓 口：平日 8 時 45 分から 17 時 00 分まで（泉大津市役所 庁舎 4 階 成長戦略課）